【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年10月30日
【会社名】	株式会社 大阪証券取引所
【英訳名】	Osaka Securities Exchange Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　米田 道生
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜一丁目８番16号
【電話番号】	(06)4706-0815
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 藤倉 基晴
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北浜一丁目８番16号
【電話番号】	(06)4706-0815
【事務連絡者氏名】	総務グループリーダー 西小路 俊之
【縦覧に供する場所】	株式会社 大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目８番16号) 株式会社 大阪証券取引所 東京支社 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号)

１【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は，平成23年11月22日開催の取締役会決議に基づき，当社と株式会社東京証券取引所グループ（以下，「東証グループ」といいます。）の経営統合について合意し，統合契約書を締結いたしました。これにより，当社は，当社の会社分割を行うことを決定したため，金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の規定に基づき，平成23年11月24日付で臨時報告書を提出いたしました。

この度，当社は，平成24年10月29日開催の当社取締役会において，当社と新大証設立準備株式会社（以下，「新大証」といいます。）との間で吸収分割契約書を締結することを決定いたしましたので，金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき，臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

（訂正前）

１ 当該吸収分割の相手会社についての事項

当社は，今後当社が設立予定の100%子会社（以下，「大証M」といいます。）を相手会社として，吸収分割を行う予定です。大証Mの詳細については未定であり，今後協議のうえ決定いたします。

２ 当該吸収分割の目的

当社は，金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所及び金融商品取引清算機関であり，取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業を主な事業としています。当社が開設する取引所金融商品市場では，株価指数先物・オプション取引を始めとするデリバティブ取引及び市場第一部・第二部，ＪＡＳＤＡＱ及び上場投資信託受益証券（ＥＴＦ）等を始めとする有価証券の売買を行っております。その中でも，日経平均株価先物取引，日経225mini及び日経平均株価オプション取引は，我が国を代表するデリバティブ商品であり，当該商品を中核としたデリバティブ取引に係る業務は，当社の競争力の主要な源泉となっております。

一方，東証グループは，株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。），東京証券取引所自主規制法人，株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社５社及び持分法適用関連会社４社を有する金融商品取引法上の金融商品取引所持株会社であり，取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としております。東証が開設する取引所金融商品市場には，大きく分けて，株券，ＥＴＦ，ＲＥＩＴ等の有価証券を売買する現物市場と，ＴＯＰＩＸ先物取引を中心とする指数先物や国債先物，オプション取引を行うデリバティブ市場があり，上場，売買，清算・決済から情報サービスの提供に至るまでの幅広い取引所ビジネスを展開しております。現物市場に上場する企業の時価総額合計は，世界の取引所の中で第３位，アジアでは最大の市場規模であり（平成23年９月末時点），これらの市場で取引される株式の売買代金は世界で第４位であるとともに，日本国内における上場株式の売買代金の約９割を占める（平成22年１月～12月）など，世界でも有数の取引所であるとともに，我が国証券市場におけるセントラル・マーケットとしての地位を確立しております。

両社を取り巻く環境は，情報通信技術の急速な発達に伴う金融取引システムの発展により，企業や投資家が世界のマーケットの中で最も投資環境の良い取引市場を選択して資金調達や投資活動を行うことが可能となったことで，国境を越えた取引所間での競争が激化している状況にあります。

また，金融取引システムの発展と共に，投資家のニーズの複雑化・高度化が進んでおり，取引所間競争においては，当該ニーズに耐え得るシステムの構築とその安定性・処理性能等の向上が優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

さらに，こうした環境を背景として，海外では国内の取引所同士及び国境を越えた取引所同士の合従連衡の動きが進んでおり，日本の取引所がグローバルな取引所間競争においてプレーヤーとして生き残るためには，規模の拡大，取扱い金融商品の多様化及びコスト削減等による競争力の強化を通じて，流動性の高い効率的な市場を確立し，投資家及び企業の利便性を向上させることが不可欠となっております。

両社は，このような外部環境について共通の危機意識を持ち，競争力強化等のための方策を検討してまいりました。その結果，互いにデリバティブ市場と現物市場という異なる得意分野を持ち，補完関係が成立する両社が経営統合を行い，システム統合等を推進することで両社にとって大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致いたしました。また，本経営統合により，国際的な金融センターとしてのプレゼンス向上が図られることは，市場利用者にとっても利便性向上等による多大なメリットを創出し，さらには日本経済の再生に向けた金融資本市場全体の競争力強化に資するものと判断し，両社は経営統合を行うことを合意いたしました。

当社は，本経営統合の手続きの一環として，会社分割を行います。

3 当該吸収分割の方法，吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

当社を分割会社，大証Mを承継会社とした吸収分割方式です。

② 吸収分割に係る割当ての内容

未定

③ 分割の日程

統合契約決議取締役会　平成23年11月22日

吸収分割決議取締役会　未定

分割予定日（効力発生日）　会社分割の効力発生日は平成25年１月１日を目途として当社及び東証グループが別途協議の上合意する日とします。なお，これらの効力発生日は，手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には，両社で合意の上，変更することができます。

④その他の吸収分割契約の内容

詳細については未定であり，今後協議のうえ決定いたします。

4 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

詳細については未定であり，今後協議のうえ決定いたします。

5 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号，本店の所在地，代表者の氏名，資本金の額，純資産の額，総資産の額及び事業の内容

詳細については未定であり，今後協議のうえ決定いたします。

（訂正後）

1 当該吸収分割の相手会社についての事項

（1）商号，本店の所在地，代表者の氏名，資本金の額，純資産の額，総資産の額及び事業の内容

（平成24年９月25日現在）

商号	新大証設立準備株式会社
本店の所在地	大阪市中央区北浜一丁目８番16号
代表者の氏名	代表取締役社長 西小路 俊之
資本金の額	4,723,260,000円
純資産の額	4,723,260,000円（単体）
総資産の額	4,723,260,000円（単体）
事業の内容	当社から会社分割により業務を承継するのに必要な準備業務及びそれに附帯する業務

（2）最近３年間に終了した各事業年度の売上高，営業利益，経常利益及び純利益

新大証は平成24年９月25日に設立された会社であるため，該当事項はありません。

（3）大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年９月25日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社大阪証券取引所（当社）	100%

（4）提出会社との間の資本関係，人的関係及び取引関係

（平成24年９月25日現在）

資本関係	当社が株式の100%を保有しております。
人的関係	役員はすべて当社の従業員を兼務しております。
取引関係	当社による出資以外の取引はありません。

2 当該吸収分割の目的

当社は，金融商品取引法上の株式会社金融商品取引所及び金融商品取引清算機関であり，取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受業を主な事業としています。当社が開設する取引所金融商品市場では，株価指数先物・オプション取引を始めとするデリバティブ取引及び市場第一部・第二部，ＪＡＳＤＡＱ及び上場投資信託受益証券（ＥＴＦ）等を始めとする有価証券の売買を行っております。その中でも，日経平均株価先物取引，日経225mini及び日経平均株価オプション取引は，我が国を代表するデリバティブ商品であり，当該商品を中核としたデリバティブ取引に係る業務は，当社の競争力の主要な源泉となっております。

一方，東証グループは，株式会社東京証券取引所（以下，「東証」といいます。），東京証券取引所自主規制法人，株式会社日本証券クリアリング機構を含む連結子会社５社及び持分法適用関連会社４社を有する金融商品取引法上の金融商品取引所持株会社であり，取引所金融商品市場の開設・運営を主な事業内容としております。東証が開設する取引所金融商品市場には，大きく分けて，株券，ＥＴＦ，ＲＥＩＴ等の有価証券を売買する現物市場と，ＴＯＰＩＸ先物取引を中心とする指数先物や国債先物，オプション取引を行うデリバティブ市場があり，上場，売買，清算・決済から情報サービスの提供に至るまでの幅広い取引所ビジネスを展開しております。現物市場に上場する企業の時価総額合計は，世界の取引所の中で第３位，アジアでは最大の市場規模であり（平成23年９月末時点），これらの市場で取引される株式の売買代金は世界で第４位であるとともに，日本国内における上場株式の売買代金の約９割を占める（平成22年１月～12月）など，世界でも有数の取引所であるとともに，我が国証券市場におけるセントラル・マーケットとしての地位を確立しております。

両社を取り巻く環境は，情報通信技術の急速な発達に伴う金融取引システムの発展により，企業や投資家が世界のマーケットの中で最も投資環境の良い取引市場を選択して資金調達や投資活動を行うことが可能となったことで，国境を越えた取引所間での競争が激化している状況にあります。

また，金融取引システムの発展と共に，投資家のニーズの複雑化・高度化が進んでおり，取引所間競争においては，当該ニーズに耐え得るシステムの構築とその安定性・処理性能等の向上が優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

さらに，こうした環境を背景として，海外では国内の取引所同士及び国境を越えた取引所同士の合従連衡の動きが進んでおり，日本の取引所がグローバルな取引所間競争においてプレーヤーとして生き残るためには，規模の拡大，取扱い金融商品の多様化及びコスト削減等による競争力の強化を通じて，流動性の高い効率的な市場を確立し，投資家及び企業の利便性を向上させることが不可欠となっております。

両社は，このような外部環境について共通の危機意識を持ち，競争力強化等のための方策を検討してまいりました。その結果，互いにデリバティブ市場と現物市場という異なる得意分野を持ち，補完関係が成立する両社が経営統合を行い，システム統合等を推進することで両社にとって大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致いたしました。また，本経営統合により，国際的な金融センターとしてのプレゼンス向上が図られることは，市場利用者にとっても利便性向上等による多大なメリットを創出し，さらには日本経済の再生に向けた金融資本市場全体の競争力強化に資するものと判断し，両社は経営統合を行うことを平成23年11月22日付で合意いたしました。

今般，本経営統合の一環として行われた東証グループによる当社普通株式に対する公開買付け（以下，「本公開買付け」といいます。）が成立し，本公開買付けに係る決済が完了したことから，平成24年10月29日開催の当社の取締役会において，新大証との間で平成25年１月１日を効力発生日として吸収分割（以下，「本吸収分割」といいます。）を行うことを決議し，平成24年10月29日付で吸収分割契約（以下，「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

３ 当該吸収分割の方法，吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

当社を分割会社，新大証を承継会社とした吸収分割方式です。

② 吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は，完全親子会社間で行われるため，本吸収分割による承継会社である新大証から分割会社である当社への株式の割当てその他対価の交付は行いません。

③ 分割の日程

統合契約決議取締役会　平成23年11月22日

吸収分割決議取締役会　平成24年10月29日

分割予定日（効力発生日）　会社分割の効力発生日は平成25年１月１日とします。但し，手続進行上の必要性その他の事由により，当社及び新大証が協議の上，変更することができます。

④その他の吸収分割契約の内容

当社が新大証との間で，平成24年10月29日付で締結した本吸収分割契約の内容は，次の通りです。

吸収分割契約書

株式会社大阪証券取引所（以下、「甲」という。）及び新大証設立準備株式会社（以下、「乙」という。）は、第１条第１項に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割について、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

1．甲は、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲が営む、株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する事業を除く全ての事業（以下、「本対象事業」という。）を乙に対して承継させ、乙はこれを甲から承継する（以下、かかる吸収分割を「本分割」という。）。

2．本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

（１）吸収分割会社

商　号：株式会社大阪証券取引所（効力発生日（本分割がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）付で「株式会社日本取引所グループ」に商号変更予定。）

住　所：大阪市中央区北浜一丁目８番16号（効力発生日付で「東京都中央区日本橋兜町２番１号」に住所変更予定。）

（２）吸収分割承継会社

商　号：新大証設立準備株式会社（効力発生日付で「株式会社大阪証券取引所」に商号変更予定。）

住　所：大阪市中央区北浜一丁目８番16号

第２条（承継する権利義務）

1．本分割により、乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2．前項に定める権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾等を要するものについては、当該許認可又は承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本分割に際して承継する。

3．本分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第３条（分割対価）

甲は乙の発行済株式の全部を保有していることから、乙は、本分割に際し、甲に対して、乙が前条に基づき承継する権利義務に代わる株式その他の対価の割当及び交付は行わない。

第４条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年１月１日とする。但し、本分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上これを変更することができる。

第５条（効力発生の条件）

本分割は、甲と株式会社東京証券取引所グループ（以下、「東証Ｇ」という。）との間で締結された平成24年10月29日付吸収合併契約（以下、「本合併契約」という。）に基づく吸収合併の効力発生、及び乙による金融商品取引法第80条第１項に定める金融商品市場開設の免許の取得その他乙が本対象事業を行うため又は甲と東証Ｇとの経営統合（以下、「本統合」という。）の実行のために必要となる関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾等の取得を停止条件として、当該吸収合併の効力発生の直後に、その効力を生じる。

第６条（分割承認決議等）

1．甲は、平成24年11月20日に臨時株主総会を開催し、本契約の承認その他本分割に必要な事項の承認を求めるものとする。但し、本分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上当該臨時株主総会の開催日を変更することができる。

2．乙は、会社法第796条第１項の規定により、株主総会の承認を得ずに本分割を行うものとする。

第７条（競業避止義務）

甲は、本対象事業について、乙に対して競業避止義務を負わないものとする。

第８条（本契約の変更等）

本契約の締結後効力発生日までの間において、天変地異その他の事由により、本対象事業又は本対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第９条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

（１）第６条第１項に定める甲の株主総会において、本契約の承認、本合併契約の承認、その他本統合に必要な事項として甲及び東証Ｇが別途合意する事項に係る議案のいずれかの承認が得られない場合

（２）本合併契約締結後に開催される東証Ｇの株主総会において、本合併契約の承認、東証Ｇと株式会社東京証券取引所との間の平成24年10月29日付吸収分割契約の承認、その他本統合に必要な事項として甲及び東証Ｇが別途合意する事項に係る議案のいずれかの承認が得られない場合

（３）効力発生日までに、本統合の実行のために必要となる関連法令に定める関係官庁その他の関係者の許認可又は承認等が得られない場合

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本２通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各１通を保有する。

平成24年10月29日

甲：大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長 米田 道生

乙：大阪市中央区北浜一丁目８番16号
新大証設立準備株式会社
代表取締役社長 西小路 俊之

別紙 承継権利義務明細表

本分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、効力発生日において本対象事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、資産及び負債の評価については、平成24年９月30日現在の甲の貸借対照表（以下、「本貸借対照表」という。）その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

１．承継する資産

（１）流動資産

本対象事業に属する一切の流動資産。但し、本貸借対照表上の以下の流動資産を除く。

①現金及び預金（但し、本貸借対照表上の現金及び預金については、41,714,028,564円を除くことが見込まれているが、効力発生日において乙が甲より承継する資産の額から負債の額を差し引いた金額が10,580,362,274円を下回らないよう、効力発生日において適宜調整されるものとする。）

②事業税等に係る繰延税金資産

（２）固定資産

本対象事業に属する一切の固定資産。但し、本貸借対照表上の以下の固定資産を除く。

①投資有価証券

②関係会社株式

③長期未払金に係る繰延税金資産

２．承継する負債

（１）流動負債

本対象事業に属する一切の流動負債。但し、本貸借対照表上の以下の流動負債を除く。

①未払配当金

②未払法人税等

③未払消費税等

④源泉預かり金

⑤事業税等に係る繰延税金負債

（２）固定負債

本対象事業に属する一切の固定負債。但し、本貸借対照表上の長期未払金を除く。

３．承継する雇用契約

（１）雇用契約

本対象事業に従事する全ての従業員（出向している者及び契約社員を含む。）との間の雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。

（２）その他

甲が大阪証券取引所労働組合及び大阪証券労働組合との間で締結している労働協約の一切

４．承継するその他の権利義務等（但し、雇用契約を除く）

本対象事業に関して締結され、且つ、有効である取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務。但し、以下の契約に係る契約上の甲の地位及びこれらの契約に基づいて発生した甲の権利義務を除く。

①広報業務に関する一切の契約

②株式事務に関する一切の契約

③大阪証券金融株式会社との間で締結した大阪証券金融株式会社第一種優先株式引受契約

４ 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

5 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号，本店の所在地，代表者の氏名，資本金の額，純資産の額，総資産の額及び事業の内容

商号	新大証設立準備株式会社
本店の所在地	大阪市中央区北浜一丁目８番16号
代表者の氏名	代表取締役社長 西小路 俊之
資本金の額	4,723,260,000円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	当社から会社分割により業務を承継するのに必要な準備業務及びそれに附帯する業務